

建築物等の解体等工事では

アスベスト飛散防止対策の徹底をお願いします！

大気汚染防止法の改正により 規制が強化されました

規制対象となる建材

- **アスベストを含む全ての建材に規制対象**が拡大されました。

(解体等工事の元請業者・自主施工者)

事前調査の実施

- 解体等工事の前に、建築物等にアスベストが使用されているか調査を行う必要があります。
- 書面調査や目視調査、必要に応じた分析調査など、**定められた方法で行う**必要があります。
- (令和5年10月から) **必要な知識を有している者が行う**必要があります。
- (令和4年4月から) **一定規模以上の建築物等では、結果を都道府県等へ報告する**必要があります。
- 記録を作成し、一定期間保存する必要があります。
- 発注者に対して書面で結果を説明する必要があります。
- 結果について、工事現場に公衆が見やすいよう **定められた大きさ以上の掲示板を設ける**必要があります。

(解体等工事の発注者・自主施工者)

特定粉じん排出等作業の実施の届出

- 「吹付け石綿」又は「石綿を含有する断熱材、保温材、及び耐火被覆材」が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合には、作業の開始の日の14日前までに都道府県等に届出する必要があります。
※「石綿含有仕上塗材」については届出不要です

(解体等工事の元請業者・下請業者・自主施工者)

作業基準の遵守

- **作業計画の作成**、作業方法等の掲示、清掃の実施、作業の実施状況の記録・保存、**必要な知識を有する者による作業完了の確認**のほか、作業の種類に応じた作業方法が定められています。
※「石綿含有仕上塗材」や「石綿含有成形板等」を除去する際の作業基準が新設されました

(解体等工事の元請業者)

特定粉じん排出等作業の結果の報告等

- **作業の完了について、発注者へ書面で報告する**必要があります。
- **作業に関する記録を作成し、発注者へ報告した書面の写しとともに保存する**必要があります。

アスベストとは

- 天然に産出される繊維状の鉱物で、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれています。熱や摩擦等に強く、吸音性もあり、安価であることから、様々な建築資材等に活用されてきました。しかしアスベストの繊維が非常に細かく、吸入することで中皮腫等の健康被害を引き起こすため、現在では製造・使用等が禁止されています。過去にアスベストが使用されたものの多くは建築物等に残っており、その解体等の工事は、今後2028年頃をピークとして全国的に増加が見込まれています。
- アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、劣化や解体工事などで周辺に飛散し、吸い込んでしまうことが問題です。そのため大気汚染防止法や労働安全衛生法石綿障害予防規則などで、飛散防止や吸入の予防等が義務付けられています。



(吹付け石綿)



(石綿含有スレート)

出典：目で見えるアスベスト
(第2版 平成20年3月、国土交通省)

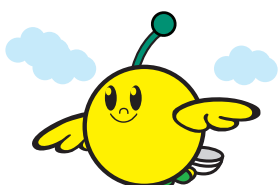
大気汚染防止法に基づく届出の提出先・相談窓口

窓 口	電話番号	管轄区域
県北地方振興局 県民環境部環境課	024-521-2721	二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中地方振興局 県民環境部環境課	024-935-1503	須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南地方振興局 県民環境部環境課	0248-23-1421	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津地方振興局 県民環境部環境課	0242-29-3912	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
南会津地方振興局 県民環境部県民環境課	0241-62-2061	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双地方振興局 県民環境部環境課	0244-26-1232	相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
福島市 環境部環境課	024-573-2557	福島市
郡山市 環境保全センター	024-923-3400	郡山市
いわき市 環境監視センター	0246-54-1585	いわき市

(参考資料)

- 環境省リーフレット「大気汚染防止法が改正されました」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>
- 環境省HP「改正大気汚染防止法について」
http://www.env.go.jp/air/post_48.html
- 厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」
<http://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

- 国土交通省「アスベスト対策Q&A」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html>
- 国土交通省パンフレット「建築物のアスベスト対策の手引き」
<http://www.mlit.go.jp/common/001112453.pdf>
- (独)環境再生保全機構HP「アスベスト(石綿)健康被害の救済」
<https://www.erca.go.jp/asbestos/>



〒960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
電話：024-521-7261
福島県水・大気環境課

福島県アスベスト対策

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/mizutaiki-asubesuto.html>



(2021.4作成)